



プリモグローバルホールディングス株式会社

令和3年1月20日	新設
令和3年4月16日	改定
令和3年7月21日	改定
令和3年11月30日	改定
令和4年3月3日	改定
令和5年11月27日	改定
令和7年3月17日	改定
令和7年6月24日	改定

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、プリモグローバルホールディングス株式会社と称し、英文にては、Primo Global Holdings Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 投資業務
- 2 金銭の貸付
- 3 会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理する業務
- 4 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由 によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(会社の機関)

第 5 条 当社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、34,980,000 株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使する者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、

その必要がある場合に随時これを招集する。

（招集権者及び議長）

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長がこれを招集し、議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長になる。

（決議の方法）

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第 16 条 株主は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を 2 人以上の者に行使させてはならない。

（電子提供措置等）

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 4 章 取締役、監査等委員、代表取締役及び取締役会

（取締役の員数）

第 18 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を含む）は 10 名以内とする。

2 監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4 名以内とする。

（取締役の選任）

第 19 条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することが出来る株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 3 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の規定に関わらず、監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集通知)

- 第 21 条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。
- 2 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。
ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は全員の同意を得て招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議の方法)

- 第 22 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

- 第 23 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議が あったものとみなす。

(取締役への委任)

- 第 24 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議に よって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に 委任することができる。

(取締役会規程)

- 第 25 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

- 第 26 条 取締役会の議事については、その経過要領及びその結果を議事録に記載又は記録し、出席取締役がこれに署名又は記名押印もしくは電子署名する。

(代表取締役及び役付取締役)

第 27 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

- 2 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、社長 1 名を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
- 3 代表取締役が 1 名の場合は、当該代表取締役をもって社長とする。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議の方法)

第 31 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 32 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第 33 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 34 条 当社の会計監査人は、株主総会において選任する

- 2 株主総会に提出される会計監査人の選任に関する議案は、監査等委員会の決議によって定める。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、会計監査人の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 39 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金配当の基準日)

第 40 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

3 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 41 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には、利息をつけない。